

## 仕様書

### みらい光生病院における多目的デジタルX線TVシステム保守業務委託

#### 1 保守対象機器

- ・ キヤノンメディカルシステムズ社製  
多目的デジタルX線TVシステム[DREX-UI80/09]一式
- ・ 機器内訳は付表1  
デジタルX線TVシステム[DREX-UI80/09]構成一覧」のとおり

#### 2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 3 設置場所

- ・ 名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院 [X線透視室3]

#### 4 年間保守契約内訳

##### ① 多目的デジタルX線TVシステム[DREX-UI80/09]

- ・ 修理業責任技術者(※)資格を有する者の管理のもと「点検手順書」に基づき、年間2回の定期点検を実施する。
  - ・ 点検作業時間帯は平日(月-金)9:00-17:30とする。
  - ・ 定期交換部品を含む。
  - ・ オンコール修理作業費を含む。
  - ・ 高額消耗品を除き、点検時及び修理時に発生した修理部品費は全て含む。
  - ・ 部品交換の際、同等品(再整備部品含む)を使用する事がある。
  - ・ 使用頻度“30検査人数/月”以下を適用。
  - ・ カスタマーサポートプラン【ワイド】(全日 7:00~21:00)
    - 1) カスタマーソリューションセンターへの問い合わせに応じたサービス
    - 2) エキスパートエンジニアによる遠隔故障診断及び修復作業
    - 3) 故障部品の出荷手配
    - 4) オンサイト保守を行うカスタマーエンジニアの訪問時間調整
- ※カスタマーサポートプラン対象プランに対応時間外の受付は原則営業日以降の対応
- ※カスタマーサポートプラン対象プラン対応可能時間外にオンサイト保守を行う場合、時間外作業料金の基準に従い有償となる。
- ※カスタマーサポートプランでは、機器保守のみの契約はできない。

##### ② 拡張参照画像機能[XDRK-EREF]

- ・ 修理業責任技術者(※)資格を有する者の管理のもと「点検手順書」に基づき、年間2回の定期点検を実施する。
- ・ 定期交換部品を含む。
- ・ オンコール修理作業費を含む。
- ・ 高額消耗品を除き、点検時及び修理時に発生した修理部品費は全て含む。

- ・ 部品交換の際、同等品（再整備部品含む）を使用する事がある。
- ・ 使用頻度“30検査人数/月”以下を適用。
- ・ 点検作業時間帯は平日（月-金）9：00-17：30とする。

③ バルコ社製 Nexxis映像配信システム

- ・ 修理業責任技術者（※）資格を有する者の管理のもと「点検手順書」に基づき、年間1回の定期点検を実施する。
- ・ オンサイト保守（トラブル対応に限る）
- ・ オンサイト保守はトラブル発生日より3営業日以内（ベストエフォート）で対応すること。作業時間帯は平日9:30～18:00までとする。
- ・ オプティカルファイバーケーブル、1G/10G SFPモジュール、ラックマウント金具は保守契約の対象外とする。
- ・ 「延長保証対象製品」
  1. MDSC-8255 MNA (K9352362) 1個
  2. MNA-420 ENC HDMI (K9303320B) 3個
  3. Nexxis タッチパネル操作システム 1式
  4. ENW X620-16x (C9826200) 1個
  5. NMS 1.0 with GUI(K9350216) 1個
  6. MNA-420 SDI (K9303321B) 1個
  7. MNA-240 DEC DVI (K9303270A) 2個

④ 大林製作所社製モニタ懸垂装置 [PILOT2D]

- ・ 修理業責任技術者（※）資格を有する者の管理のもと「点検手順書」に基づき、年間1回の定期点検を実施する。
- ・ 部品代、オンコール対応を含む。

⑤ オリオン・ラドセーフメディカル社製 [Xi0As画像録画装置]

- ・ 定期点検は実施しない。
- ・ Xi0As本体及びタッチパネルモニターのみが対象。
- ・ 修理等はセンドバック方式の対応。

5 保守契約適用除外項目

- ・ 周辺機器及びメディア等消耗品は含まない。
- ・ 保守対象装置一覧以外の他社製品は含まない。
- ・ ウイルス感染の調査及び対策・駆除は含まない。
- ・ 漏洩X線量測定は含まない。
- ・ オーバーホール、移設作業は含まない。
- ・ 休日及び祝日、時間外の点検作業は含まない。
- ・ Nexxis映像配信システム、モニタ懸垂装置、Xi0As画像録画装置は、休日及び祝日の作業は含まない。
- ・ 機能アップ等のアップデートは含まない。

## 6 保守点検の報告

- ・ 仕様書に基づく保守点検作業を行った場合、終了後速やかに点検報告書を作成し提出するものとする。

## 7 その他

- ・ 委託料の支払いについては、4月～9月、10月～3月の2分割の請求に対し支払うものとする。
- ・ 受託者は特殊技術を必要とする場合に限り受託者の責任において業務の一部を再委託することができる。再委託を行う場合は契約締結後、委託者に再委託を行う業務、再委託先について報告し本学職員の上承を得ること。
- ・ この契約による事務を処理するにあたり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。
- ・ この仕様書に定めるものの他、名古屋市立大学契約規程その他関係法規に従うこと。

(※) 修理業責任技術者 医療用具の修理に関する業務に3年以上従事した後、厚生労働大臣が指定する基礎講習及び専門講習を修了した者

付表 1. 構成一覧

1	多目的デジタル X 線 TV システム DREX-UI80/09	一式
	(1)寝台 MFX-8000A	1
	(2)X 線可動絞リ BLF-600B/M3	1
	(3)診断用 X 線高電圧装置 KX0-80Z/U1	1
	(4)デジタルラジオグラフィ装置 HDR-08A/PX	1
	(5)フラットパネル TFP-1700A	1
2	拡張参照画像機能 XDRK-EREF	一式
3	バルコ社製 Nexxis 映像配信システム	一式
4	大林製作所社製モニタ懸垂装置 [PILOT2D]	一式
5	オリオン・ラドセーフメディカル社製 [Xi0As 画像録画装置]	一式

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。  
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。  
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。  
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

### (複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

### (情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。  
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

### (情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。  
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

### (報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。  
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### (従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。  
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。  
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。  
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

### **(契約解除及び損害賠償等)**

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
  - (2) 損害賠償を請求すること。
  - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

### **(特定個人情報に関する特則)**

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

### **(電子情報の消去に関する特則)**

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。